

青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について (令和8年第1回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的に、市の条例、規則等に基づく手続について情報通信技術を利用する方法（オンライン）により行うことを可能とするため、制定しようとするものである。

2 制定内容

(1) 目的（第1条）

条例の目的

(2) 電子情報処理組織による申請等、処分通知等（第3条・第4条）

他の条例等において書面等により行うこととされている申請、届出、処分通知等について、オンラインにより行うことができる

※電子情報処理組織とは、市の機関等が使用する電子計算機（コンピュータ等）と申請者等が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの

(3) 電磁的記録による縦覧等、作成等（第5条・第6条）

他の条例等において書面等により行うこととされている縦覧、閲覧、書類の作成等について、コンピュータ等を利用して、電磁的記録により行うことができる

(4) 適用除外（第7条）

対面による確認が必要なものなど、オンライン化が適当でない手続等のほか、他の条例等において既にオンライン申請等が規定されている手続等について、第3条から第6条までの規定を適用しない

(5) 添付書面等の省略（第8条）

他の条例等において添付を要する書面等について、電子情報処理組織を使用して確認すべき事項に係る情報を入手することができる場合には、当該書面等の添付を要しない

(6) その他

上記（1）から（5）のほか、第2条では用語の定義、第9条では条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続の状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定

3 施行期日

公布の日から施行